一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好市三野町太刀野山字井ノ久保五五四五の一、五五四五の三、五五四六、五五四七の一、五五四七の二、五五四七の四、五五四八の一から五五四八の五まで、五五四九の五、五五五一の一、五五五一の三から五五五一の五まで、五五五一の一〇〇、五五五一の一二〇、五五五一の一五〇、五五五一の一六〇から五五五一の一六二まで、五五五一の一六四から五五五一の一七三まで、五五五一の一七五から五五五一の一八二まで、字谷五五五三の一、五五五三の二、五五五四、五五五五の一から五五五五の一九まで、五五五六、五五五七の一、五五五七の二、五五五八、五五六〇、五五六一の一から五五六一の六まで、五五六二、五五六三、五五六四の一から五五六四の三まで、五五六五、五五六六の一、五五六六の二、五五七〇の一から五五七〇の五まで、五五七一の一、五五七一の二、五五七一の四から五五七一の七まで、五五七一の一〇、五五七一の一一、五五七一の一五から五五七一の二〇まで、五五七一の二三、五五七一の二四、五五七一の二九、五五七一の三二、五五七一の三六から五五七一の四四まで、五五七一の四六、五五七一の五〇、五五七二の一から五五七二の九まで、五五七三、五五七四、五五七五の一から五五七五の五まで、五五七七から五五七九まで、五六〇九の一、五六一五の一、五六一五の二、五六一五の四、五六一五の八から五六一五の一〇まで、五六一五の一二から五六一五の一五まで、五六一五の一九から五六一五の二五まで、五六一五の三二、五六一五の三三、五六一五の三七、五六一五の四〇、五六一五の四二、五六一五の五一、五六一五の五四、五六一五の五七、五六一八の一から五六一八の六まで、五六一八の八から五六一八の一一まで、五六一八の一八から五六一八の二四まで、五六二〇の二、五六二〇の四、五六二〇の五、五六二〇の七から五六二〇の九まで、五六二〇の一一、五六二〇の一五から五六二〇の一八まで、五六二〇の二三、五六二〇の二四、五六二〇の二六から五六二〇の二九まで、五六二〇の三一、五六二〇の三三、五六二〇の三五から五六二〇の四一まで、五六二〇の四四から五六二〇の五二まで、五六二〇の五四、五六二〇の五六、五六二〇の五八から五六二〇の六一まで、山城町粟山字於そごる六一四の一、六一四の三、六一四の五から六一四の八まで、六一四の一〇、六一四の一一、六一四の一六から六一四の二二まで、六一五の一、六一五の三、六一五の一〇から六一五の一二まで、井川町乳ノ久保五一九の一六七から五一九の一六九まで、五一九の二〇六から五一九の二〇九まで、五一九の三一九、五一九の三二一、五一九の三三三、五一九の四一六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県甲府市・北杜市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　甲府市・北杜市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南都留郡西桂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、西桂町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県上野原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　上野原市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備